

重要事項説明書（居宅介護支援事業）

居宅介護支援契約の締結にあたっては、「居宅介護支援重要事項説明書」の内容について十分に確認され、且つ同意のうえで行っていただきますようお願いいたします。なお、ご利用者の身体の状況によりご判断等に支障がある場合は、ご家族または成年後見人等の立ち合いのうえご契約をお願いいたします。居宅介護支援サービス提供の開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1 事業所の概要

事業所名	わかたけケアプラン青葉
所在地	横浜市青葉区奈良4-6-15
事業者指定番号	第1473703948号
管理者・連絡先	桐 みどり 045-511-8651
サービス提供地域	青葉区・緑区・都筑区
併設サービス	無し

2 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1名（常勤兼務）
介護支援専門員	介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成を行います。また、課題の分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います。	4名（常勤兼務1名専従3名）

3 業務日及び業務時間、併設のサービス

業務日	業務時間
月曜日～金曜日（年末年始 12/29～1/3 を除く）	午前9時から午後6時まで

※電話により24時間連絡可能です

4 サービス内容

- 居宅サービス計画の作成
- サービス事業者との連絡調整
- 居宅介護サービス計画の実施状況の把握
- 市町村への連絡・調整等
- 介護保険施設の紹介その他便宜の供与
- サービス担当者会議の開催
- モニタリング訪問

5 サービス利用料及び利用者負担

- 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。ただし、当該居宅介護支援事業が法定代理受領サービスであるときは利用者負担はありません。利用者の保険料未払い等による償還払いサービスになった場合の費用は改めて説明いたします。
- ご利用者は、この居宅介護支援にかかる訪問調査、居宅サービス計画の作成等のサービス提供を1週間以上の予告期間をもって解約できます。その際のキャンセル料等については必要ありません。
- 通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、徴収しない。

6 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- (1) 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、原則として、相談を受け付けてから7日以内に利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (2) 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮いたします。
- (4) 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備します。
 - ア 採用時研修 採用後3か月以内
 - イ 定期研修 年4回以上

7 個人情報の保護

- (1) 情報の保護及び利用の制限
事業所は、業務上知り得たご利用者及び家族等の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはございません。但し、ご契約に基づくサービスを提供するうえで必要な場合、「個人情報使用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので予めご理解ください。
- (2) 守秘義務の継続
この守秘義務は、ご利用者と事業者の契約が終了した後も守られます。また、当事業所は、担当職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とします。

8 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、指定居宅介護支援の提供により、ご利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 事業所は、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償保険契約している保険会社と協力して適正に損害賠償をおこないます。

9 相談窓口、苦情対応について

(1) 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	045-511-8651
FAX番号	045-511-8578
担当者	桐 みどり (管理者)
法人窓口	社会福祉法人若竹大寿会 法人本部 電話番号 045-548-9233 (土・日・祝祭日除く9:00~18:00)
その他	相談・苦情については、担当者、管理者および介護支援専門員が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者および介護支援専門員に引き継ぎます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

青葉区役所 高齢・障害支援課	所在地 神奈川県横浜市青葉区市ヶ尾31-4 電話番号 045-978-2479 FAX 045-978-2427 受付時間 月曜日から金曜日
緑区役所 高齢・障害支援課	所在地 神奈川県横浜市緑区寺山町118 電話番号 045-930-2315 FAX 045-930-2310 受付時間 月曜日から金曜日
都筑区役所 高齢・障害支援課	所在地 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 電話番号 045-948-2306 FAX 045-948-2310

	受付時間 月曜日から金曜日
町田市役所 いきいき生活部 介護保険課	所在地 東京都町田市森野2-2-22 電話番号 042-724-4364 FAX 050-3101-6664 受付時間 月曜日から金曜日
東京都 国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護相談指導課	所在地 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階 電話番号 03-6238-0173 受付時間 月曜日から金曜日
神奈川県 国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係	所在地 神奈川県横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 受付時間 月曜日から金曜日
横浜市健康福祉局 介護事業指導課	所在地 横浜市中区本町6-50-10 電話番号 045-909-0071 FAX 045-550-3615 受付時間 月曜日から金曜日

10 運営法人の概要

名 称	社会福祉法人 若竹大寿会
代 表 者 名	理事長 竹田 一雄
法人本部所在地・連絡先	横浜市神奈川区羽沢町550-1 TEL 045-548-9233 FAX 045-548-9770
実施事業の概要	横浜市を中心に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、地域ケアプラザ、通所介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、グループホーム、訪問介護、訪問看護、サービス付き高齢者向け住宅などの高齢者福祉事業、地域活動ホーム、ケアホームなどの障害者福祉事業、クリニックを展開しています。 施設の詳細等は http://www.wakatake.net でご確認ください。
事業所数	30カ所

11 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しています。

12 虐待の防止について

- (1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
 - ②虐待の防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
 - ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。
- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

1 3 非常災害対策

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を年に2回以上、実施します。

1 4 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 5 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、契約終了の日から5年間保存します。

1 6 サービス利用にあたっての禁止事項について

ご利用者様、ご家族様、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSなどに掲載すること。

1 7 ご利用者、ご家族への依頼事項

- (1) ご入院、ご入所等された場合は、担当介護支援専門員の氏名、所属、連絡先等を入院先医療機関等へお伝えください。そのため担当介護支援専門員がお渡しした名刺は、介護保険証や健康保険証とご一緒に保管願います。
- (2) ご利用者、ご家族は居宅サービス計画の作成にあたり、複数のサービス事業者の紹介を受けることができます。また、なぜその事業者を居宅サービス計画に位置付けたのかという説明を介護支援専門員に求めることが出来ます。サービス事業者選定にあたってご不明な点がありましたら、遠慮なく担当介護支援専門員にお尋ねください。

年 月 日

【説明確認欄】 サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 若竹大寿会
わかたけケアプラン青葉

説明者 _____

【説明同意欄】 居宅介護支援に係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、理解・同意し本書面の交付を受けました。

利用者 氏名 _____

代理人又は立会人

氏名 _____ (続柄)